



2006年1月 No.456

京都の福祉

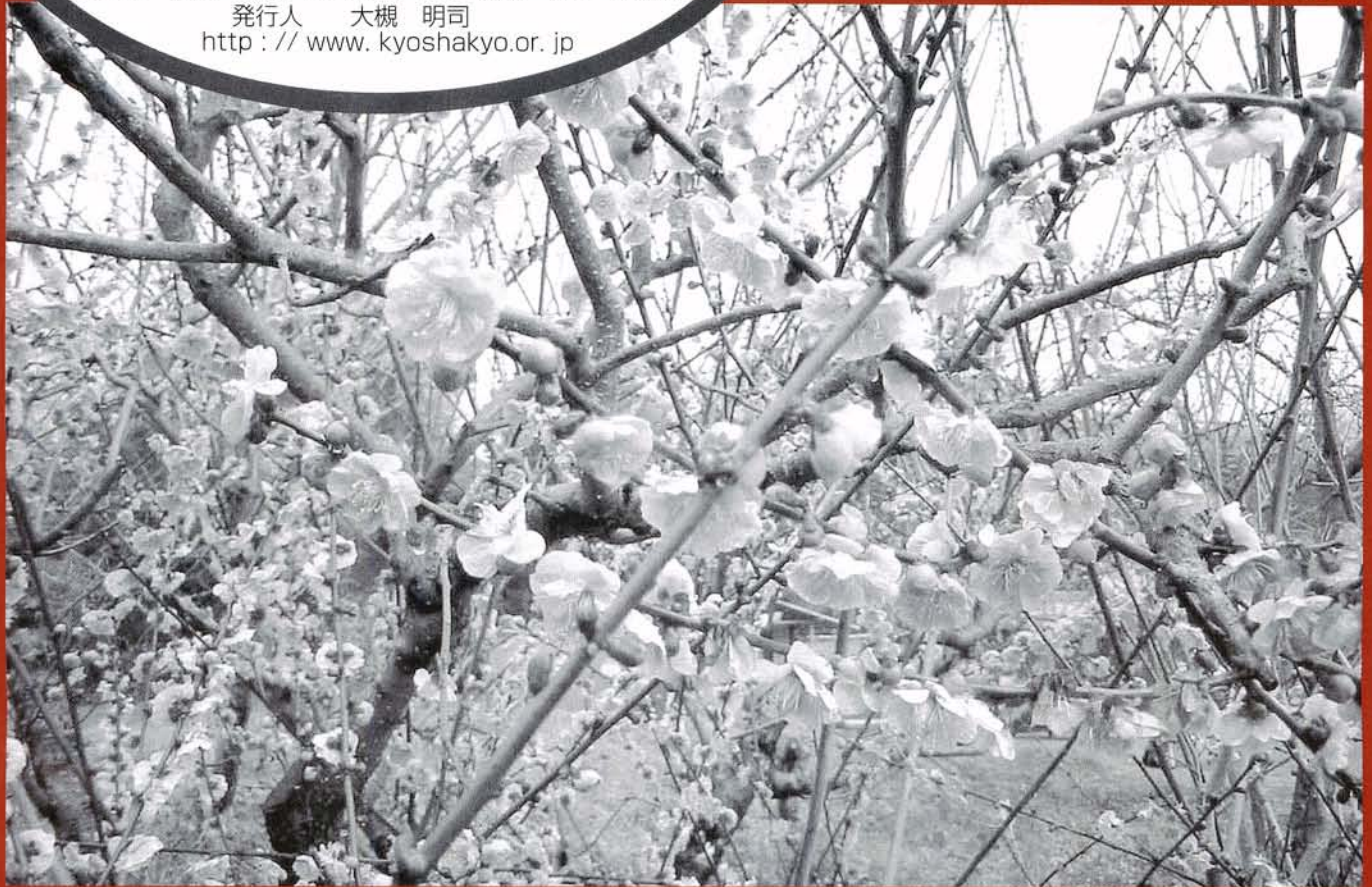
発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司
http://www.kyoshakyo.or.jp

主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…年頭あいさつ
- 3面…介護保険制度の見直しを考える
- 4面…京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構が設立
- 6面…シリーズ生活福祉資金貸付制度VOL.2
- 8面…きばってます～市町村社協の活動紹介～



もえくさ

皆様、新年あけましておめでとーございませう。
本年もよろしくお願ひします。

昨年は、一瞬にして百七名の人命を奪ったJR脱線事故や三十年から四十年も潜伏期間があるという石綿(アスベスト)による健康破壊問題の表面化、また高齢者等を狙いうちにした悪質リフォーム事件の数々、そして住まう人々を文字通り震撼させた耐震偽造問題の底知れぬ広がり、さらに年末には、各地で連続的に起こり

京都府内でも小学生が犠牲となってしまう児童殺傷事件等々…。▼書き出すだけで気が重くなる程、多くの尊い生命や尊厳があまりにも軽々に奪われる事件や事故が、深刻に社会を覆った年でした。▼社会保障や社会福祉は、平安で豊かな家庭や地域を守る皆として、人々の連帯と支えあいの社会、誰もが安心して住み続けられる地域づくりの「スローガン」を高くかかげて、それぞれの足場から、前を向いて歩いていく以外ありません。昨年暮れに選ばれた、恒例の「今年の漢字」は「愛」でした。多くの国民の思いとして、何とか明るい方向へ歩んでいこうとする願いがこの漢字に込められているようで共感します。▼今年は、冬季オリンピック・トリノ大会やサッカーのワールドカップ・ドイツ大会が開催されます。トップアスリートたちは、ケガやスランプを乗り越えて次の峰に立てたときによく言います。「自分を信じて闘ってきて、尊敬するライバルがいて今がある」▼相手を蹴落とす競争ではなく、自分を信じ、仲間を信じ、夢と希望を共に創る「共創」、協力して明るい未来を奏でる「協奏」となるように、私たちは、皆様方と手を携えて今年も全力を尽くします。

府民の皆様、新年あけましておめでとございませう。

二十一世紀の新たな扉が開かれて、はや六年を迎えます。

景気や雇用は以前に比べ明るい兆しが見えてきたといわれていますが、昨年は、子供たちの悲惨な事件が相次ぎ、ご家族やご親族の方々には、心よりお悔やみ申し上げます。また、アスベスト被害や建築確認申請の偽造問題など、日々の暮らしを脅かす事件が続発する中で、今までの日本を支えてきた安心で安全な社会、豊かな心をもった家庭と地域といったイメージが薄らいでいく危機感を持たざるをえない一年でありました。

こうした中、京都府では、何よりもまず府民の皆様の地域での安心・安全を確保することに全力を挙げて取り組んでまいりました。加えて、少子高齢化や治安の問題など様々な課題に立ち向かい、府民の皆様の暮らしと生命を守るためには改めて「挑戦しなければ前進なし」という気概で、これまで以上に「一歩一歩」を進めたところから行動しなければならぬと、誓いを新たにしているところであります。しかし悲観的なことばかりではありませぬ。昨年は、地球温暖化防止に向けた「京都議定書」が発効した年でありましたし、「京都迎賓館」の開館を機に多くの要人が入洛され、「京都」を世界にアピールする中、観

「信頼」と「絆」できずく 安心・安全な「京都」づくり



京都府知事 山田 啓二

光は大変好調に推移するなど、「京都」の持つ魅力が発揮された一年でもありました。私たちの「京都」は、豊かな自然環境との共生の精神を育み、世界に誇る伝統と文化をもち、独創的な人材やものづくりの歴史・風土を培ってきました。日本が世界と交流する舞台として多くの人たちが集う「京都」は、「人」「もの」「情報」が国内外をめぐり交わっていき交い、日本のアイデンティティが問われる現代において、日本の未来を担う大きな可能性を秘めている地であると思います。京都のもつこうした可能性を開花させ、京都の育んできた人の心を大切にすることにより地域の力を再構築していくため、私は人と人との間にあるものを今一度見直す中で、「人・間中心」の京都づくりを、府政運営の基本に据え進めてきました。

これからも弱い立場にある人に配慮しながら、伝統やものづくりの中小企業、世界に誇る文化・学術を担う人々、農林水産業など今日の自然の恵みを紡ぎ出す人々など、「京都の力」を具現化している多くの人々との連携の下、「信頼」と「絆」を大切にすることを通して、府民一人ひとりが未来に希望もてる安心で安全な、そして元気な「京都」づくりに、全力をあげて取り組んでいく決意であります。引き続き本年も、京都府政への変

わらぬご支援をお願いいたします。結びにあたり、府民の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

年頭あいさつ

あけましておめでとございませう。

昨年、常設の「京都府災害ボランティアセンター」を五月二十九日に開設し、京都府と本会、市町村社協連合会、ボランティア団体等が公民協働で運営する体制の整備を図り、災害ボランティアコードイネーターの養成・訓練のための研修・演習、マニュアルづくり、災害用ホームページの作成等の事業をすすめてきたところでございます。

また、介護・福祉サービスの質の向上と、利用者本位の介護・福祉サービスの提供を促進するために、京都府・市行政をはじめ福祉・医療関係団体、利用者団体と協働して「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」を十月十四日に設立し、第三者評価事業を本格的にすすめているところでございます。

「安心・安全な京都のまちづくり」をすすめていくためのこうした広域推進組織の立ち上げや活動が展開できますのは、関係各位の温かいご理解とご支援の賜物と深く感謝をしております。ごさいませう。

さて、ご承知のとおり、長引く経済不況や進行しつつける少子・高齢化といった今日の社会状況下において、家族

構造の変化や地域生活における住民関係の希薄化などを背景に、生活・福祉問題を抱えた人々が地域社会から孤立する傾向は止まる気配を見せません。このような局面にどう対応していくのかという深刻な課題に社会福祉関係者は日々直面しています。

安心して暮らせる地域社会を 築いていくために

京都府社会福祉協議会 会長 立石 義雄

一方、京都府内においても市町村合併がすすみ、本年三月末には京都市も含めまして二十八の市町村行政単位となり、住民のこれまでの地域生活を取り巻く環境が大きく変わることになります。

また、本年は改正介護保険法が昨年十月から一部施行され、四月には全面施行されますし、児童分野では、就学前の保育と教育を一体的に提供する総合施設化が十八年度からの本格実施に向けて検討されています。障害者福祉分野では、障害者自立支援法が昨年十月に可決されまして、サービスの地域格差や利用者負担の問題など多くの課題を抱えながらの施行となります。

こうした時にこそ、様々な福祉問題を抱える人々のニーズを地域社会でしっかり把握し、社会福祉が豊かに発展するための積極的な議論と実践が求められているので



す。本会としても、安心して暮らせる地域社会を築いていくために、より広範なネットワークを図り、社会福祉法人としての使命と存在意義を実践的に具現化しながら諸事業を展開していく所存でございます。

本年も昨年同様、ご指導、ご協力をよろしく願いますとともに、新しい年の始めに当たり、皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

平成17年10月改正に想う

京都府老人福祉施設連絡協議会

介護保険委員会 委員長 佐藤 裕之(五十鈴荘施設長)

「日本の高齢者福祉は将来どうなるのだろう」。今回の改正で、如実にでた財政問題。昨年十月の改正では、低所得者対策はあるものの、施設の居住費（滞在費）、食費が全額自己負担となりました。介護保険料の上昇を出来るだけ抑制して、介護保険制度を持続可能な制度に維持していこうということです。

「老後の不安」を抱いておられる方は多いと思います。これから団塊の世代が高齢になる二〇一五年には、高齢者がさらに増加をします。少子化の影響も受け、福祉を支える人材にも不安を感じます。もちろん、財政への不安はいまでもありません。

「二〇一五年高齢者介護報告書について」

この報告書は、二〇〇三年六月に出された今後の日本の高齢者介護のあり方、中長期的な介護保険制度の課題についてまとめられたものです。厚生労働省老健局長の私的な研究会の報告書です。めざす介護のあり方は、「高齢者が尊厳をもって暮らすことを確保することが最も重要であり、高齢者が介護が必要となってもその人らしい生活を自分の意思で送ることを可能にする」と書かれています。そういうケアの方向性は十分理解できます。では、その人らしい暮らしを自分の意思で送ることができるためにはどのような制度を構築すればよいのでしょうか。

「地域密着型サービスの創設」

暮らしは地域にあります。住み慣れた地域で暮らすことがその人らしい暮らしを実現す

ることができるのです。今の施設は地域から離れすぎていたり、大規模な施設です。暮らしというものは、こじんまりとした単位で小規模なものです。そんな単位で地域にサービスが展開できたなら理想のサービスに近づくと考えます。やっと平成十八年四月に制度化される「地域密着型サービス」は、理想に近いサービスです。しかし不安は、それに見合う介護報酬と利用者負担が得られるのでしょうか。また、現在の大規模施設はそちらに移行ができるのでしょうか。

「介護老人福祉施設は」

国の計画数値目標は、個室化七〇%以上、要介護度四、五の割合七〇%以上を二〇一五年の目標数値としています。現在の介護報酬で、個室・ユニット化をし、利用者対職員を二対一の配置で運営が可能なのか疑問に感じます。そして小規模化、地域化です。これらの介護のあり方には賛同はできるものの、報酬は下げる一方で求められるものはより高いサービスです。低報酬で高福祉が実現できるのか。支え手は人です。「福祉は人なり」といいます。求められるサービスを実現するには働く職員に十分な手当てを保障しなければ良いサービスが生まれないと感じます。今回の改正は、特にユニット型施設にとっては、ケア体制を十分整えるだけの介護報酬になっています。理想のケア実現をしようと頑張っているところが報われない。高福祉を実現するためにはケアの適切な評価をして、介護報酬に反映していただきたいと思えます。

平成17年4月 個人情報保護法・完全施行

社会福祉法人(施設)の
個人情報漏えい対応保険

(個人情報取扱事業者保険)



万が一、利用者等の個人情報が漏えいした場合、社会福祉法人として賠償責任を負う可能性があります。この補償制度では、利用者の個人情報を漏えいし法律上の賠償責任を負った場合の損害賠償金等を補償します。

補償内容

- ……… 第三者への損害賠償 ………
- …… ブランド価値のき損を防止・縮減 ……

特長

- ① 個人情報の定義を「死者の個人情報」にまで拡大
- ② 廃棄された個人情報の漏えいについても対象
- ③ 社会福祉法人(施設)の全ての業務を担保

ホームページに掲載しています。ご活用下さい。 <http://www.fukushihoken.co.jp>

この内容は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事会社〉株式会社 損害保険ジャパン

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構を設立

社会福祉構造改革の進展や、社会福祉法、介護保険法の施行によって、介護・福祉サービスの多くは、従来の措置から契約による利用制度へと移行しました。このようななかで、利用者が自らにふさわしい、より質の高い介護・福祉サービスを選択して活用できるような仕組みを整備することが求められ、事業者がサービスの質の向上に取り組むことを支援するための事業が注目されています。

京都では平成十四年度から介護保険事業所を対象とする介護サービスの分野において、第三者評価事業の仕組みづくりが着実に構築され、平成十五、十六年度の二年間で府内二百四事業所を対象に、第三者評価試行事業が実施されました。また、福祉サービス分野では、平成十六年度に京都における福祉サービス第三者評価事業のガイドラインが作成され、十施設においてモ

デル評価事業も実施されています。

こうした状況のなかで、平成十七年度より「介護分野」と「福祉分野」の統合した第三者評価事業を本格的に支援・推進していくために、京都府内で介護・福祉サービスの第三者評価事業の取組みを推進する唯一の組織として「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構（以下、「支援機構」）」が十月に設立されました。この支援機構は、学識経験者、関係事業者団体、関係職能団体、利用者団体、第三者団体、行政など約八十機関・団体等が参画し、相互に連携・協力し合い、京都における第三者評価事業を組織的に推進していくための組織です。

今号は、支援機構設立総会での永和良之助佛教大学社会福祉学部教授（京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構会長）による記念講演の内容をご紹介します。（講演要約・事務局）

第三者評価事業がめざすもの

利用者本位のサービス向上を求めて

（第三者評価がめざす二つの目的）

第三者評価の目的は、事業者のサービスの質の向上を支援することと利用者のサービスの選択を支援するという二つの目的があると言われています。

これを一番初めに打ち出したのは、厚生労働省が福祉サービスの質に関する検討会を立ち上げ、平成十三年三月報告された福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書です。本事業は、事業者が、あくまでもそのサービスの質の向上に努力することを支援することを第一義的な目的にしており、事業者そのものを支援するのではないということが誤解されがちなところです。事業者が第三者評価を受けてもらい、さらに質の高いサービスを目指し、努力し、質

の高いサービスを実現する。それが利用者にとってよく、情報公開等を行い、質の高いサービスを提供していくというシステムを構築することを目的にしていると思います。

日本の福祉施策の多くは、利用者自らがサービスを選択し、事業者と契約を結び、サービスを利用していく利用契約制度に移行しました。そのためには、利用者がサービスを選択するためには、選択するための判断材料、情報が必要で、その情報が備わっているのか、利用者のものに届いているのかという、必ずしもそうではないと思います。

社会福祉法第七十八条では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと」、そして「その他の措置

を講ずることにより、常に福祉サービスを受けようとする者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」と規定されています。

しかし、利用者側からすると、どの事業者が利用者の立場に立ち、質の高い、良質なサービスを提供するために努力しているのか、その中身がわかりません。噂や口コミを通じてしか分からないところが多分にあると思います。

また、社会福祉法第七十五条では、地方自治体に対して「福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と要請をしています。地方自治体は、行政監督等を通じて事業者を監督する権限を持っています。それは人員基準や設備基準などを守っているのか、いわば検査が中心です。どの事業者が、質のよいサービスを提供しているかという情報は、今の監査システムの中では、利用者に向け



ることはできません。「あそここの事業所のサービスはいいですよ」「ここはものすごく努力していますよ」ということを行政権限のもとで行うことはできないのです。情報弱者といわれる要介護の高齢者などは事業者と対等ではありません。利用者の立場として質の高いサービスを利用できるように支援しなければ、利用契約制度は絵に描いた餅となってしまいます。

（サービスの質の向上への支援の大切さ）

サービスの質の向上は、自らが自己評価を行い、どこに問題があるか点検をしなければなりません。何よりも現状に甘んずるところに進歩はありません。自己評価を行い、そして問題点や課題を探究して改善の努力を重ねていくという積極性や主体性がなければサービスの質は向上しないと思います。ところが、自己評価は、

陥りがちな欠点もあります。「施設の非常識、社会の常識」という言葉があり、このような価値判断で自らを肯定し、ひとりよがりになってしまします。自己評価は、ひとりよがりになる危険性があるのです。

現代の社会福祉あるいは介護サービスが求めている水準を設定し、その水準にどこまで到達できているのかは、客観的に専門家の目で評価していくことが大事です。サービス水準をどこに設定し、どういう評価項目やチェックポイントを設定するのかが、第三者評価では大事です。

第三者評価を行うのは、評価機関と評価調査者ですが、社会福祉や介護について深い知識や経験を身に付けた専門家が、客観的に公正に評価しなければなりません。事業者の側からすると、そうした専門家によってサービスの質のチェックを受け、自らのサービス水準がどこまで到達しているのか、優れている点、あるいは問題点、サービス向上のための課題などが明確になっていくところに第三者評価を受ける意義や目的があります。

この第三者評価は、決して格付を目的とするものではありません。ただし、著しくサービス水準が低く、そこに届直って努力もしない事業者があれば、それは欠点をつけなければなりません。なぜなら、第三者評価はあくまでも事業者の事業向上への努力を支援していくことが目的の一つだからです。それとも一つは、やはり利用者に質の高いサービスを提供していくことです。利用者側が低劣な、劣悪なサービスをもし選んでしまうことがあれば、第三者評価の目的とは合致しないと思います。事業者が努力をしていく、利用者が質の高いサービスを選んでいくという、二つの車の両輪が回っていくというところを第三者評価は目指しているのです。

(京都での取組みの先駆性)

京都では、平成十三年八月に「京都府介護サ-

ビス評価研究会」が発足しました。職能団体、利用者団体、事業者団体の十四名が、いろいろ研究しながら第三者評価の仕組みづくりを行ってきました。京都府における介護サービス評価の水準や方策について提言を行い、平成十四年十二月に介護サービス事業所を選んでモデル評価事業を進めました。

全国唯一の取組みとして、医療系のサービスも含めて評価をしました。京都府の先駆性は、医療系の介護サービスを含めて行った以外に、実は情報公開度が非常に高いところにもあります。冊子やインターネット(ウェブ)によって全部公開しています。情報公開度が高いということは、この第三者評価の目的である「利用者に必要な情報が届けられる」ということであり、第三者評価の意義は完結していくわけです。また京都では行政と事業者の意識が高かったと思います。第三者評価が進むためには、行政と事業者団体、利用者団体の三つが前を向いて進むことが大切です。質の高いサービスを提供していくという熱意がないと、あるいは社会福祉や介護というものに対する理念の高さがないとできなかつたと思います。

平成十五年度に介護サービス第三者評価試行事業を受診した事業所は百九事業所です。第三者評価の終了後、京都府で第三者評価を受けたことに対してどうだったのかというアンケート調査を実施しています。百九事業所の内九十六事業所が回答しました。九十五%の事業所が第三者評価事業を受診してよかったと回答しています。その理由として、評価調査者とディスカッションしていく中で、サービスの質の向上のための具体的手法についてヒントを得たと七十五%の事業所が回答しています。

それから、事業所内での意見交換、「コミュニケーション」が増えたというのが七十%です。あの意味では、第三者評価の受診を契機に、事業所の中で職員同士のコミュニケーションが非常に深まったことをメリットとして挙げる事業所

が全国各地でも多いと聞いています。

(これからの課題)

一つは、何よりも評価をする人達、評価調査者がよき人材でなければならぬと思います。人間が評価を行うわけですから、その評価をする人達は、やはり専門性、あるいは社会福祉、介護に対して知識や経験を持ち、客観的な評価で公正な評価ができるよき人材を選んでいかなければなりません。そのためには、養成研修やフォローアップ研修が非常に大事だと思います。二つ目は、評価は書面調査と訪問調査で行いますが、訪問調査の時間は、六〜八時間です。その中には昼食の時間や事業所との打ち合わせ時間もあります。短い時間の中で評価をしていくわけですから、この短時間の中で評価をしていくための何か方法がないのか。どのように工夫をしていくのかということ、努力の余地はあるかと思っています。

三つ目として、利用者のサービス満足度調査の開発・工夫をしていく必要があるのではないのかと思います。利用者の評価も含め、利用者本位のサービスが強調される時代に、この利用者満足度が大事だといわれますが、どのように利用者満足度を調査していけばいいのか、その調査の手法や内容は十分開発されていません。利用者満足度調査の方法というものをこれから開発していく必要があるだろうと思います。四つ目として、サービスの質の向上に必要な事項を、どのように評価項目の中に盛り込んでいくのかが大事だと思っています。第三者評価は、評価項目をどのようにするのか、どのような視点で評価していくのか、チェックポイントをどう設けるのかが大事だと思います。これらを時間をかけて作っていかねばなりません。

まず第三者評価は自己評価から行いますが、その時に現場の職員達がずっと胸に落ちるような評価項目やチェックポイントを設けていく必要があります。しかし、一度つくっても、必ず

しも満足度の高い、これでいいというものではありません。何度も何度も見直していかなければならないと思います。

(「第三者評価」と「情報の公表」)

国は最近、第三者評価の公表をあまりいわずに、介護サービス情報の公表の必要性、情報開示の標準化を強調しています。介護保険法の改正で「情報の公表制度」が位置づけられました。基本情報項目と調査情報項目という二本立てで、基本情報項目である職員数や居室面積などはそのまま公表します。施設や事業所へ行って調査をしなればならない項目は、調査をし、そして公表することになります。年に一回程度実施することになります。

「情報の公表制度」で言われていることは、一つは、利用者のサービス選択を支援することです。もう一つは、この制度を通じて、事業者自らが、サービスの質の改善のためのヒントを得て努力をしていくということです。「第三者評価」とは違つていますが、現実問題として、重なっている部分がたくさんあるだろうと思います。事業所側からすると、第三者評価も受け、この情報の公表制度も受けるとなると、労力、費用、時間など、さまざまな点で負担増になってしまつたということを危惧する声があがっています。

「情報の公表制度」は、大枠はできていますが、細かい部分は決まっています。京都の場合、第三者評価事業を平成十三年から全国の自治体に先駆けて行ってきた歴史もあります。今まで進めてきた実績を最大限生かすつ、国の動向なども見ながら、どのように折り合いをつけて推進していけばいいのか。何よりも第三者評価は、質の高いサービスを、利用者のもとに届け、そして事業所自らが努力を行わなくてはいけないというところをよく確認し、良い知恵を出し合いながら、皆で一緒に考えないといけないと思います。

生活福祉資金の貸付事例より

障害を受入れ、新たな技能修得を目指して

十月号に掲載した「シリーズ生活福祉資金貸付制度 Vol.1」では離職者支援資金の借受世帯を取巻く状況について三つの事例を紹介しながら、低所得世帯の現状と課題についてお伝えしました。今回は、生活福祉資金にスポットを当て、実際に資金を借受けた方のケースを通じて、どのような機関からどんな援助を受け、資金を活用しながら今後どのような生活を送っていききたいと考えておられるのか、直接お会いして、お話を伺いました。

Aさんは三十一歳の男性。障害年金と生活保護を受給しながら一人で生活をされています。

幼い頃から目の見えにくさや耳の聞こえにくさを感じながら、学校生活を送ってきたAさんは、中学校を卒業後、専修学校で調理師免許を取得。視力や聴力の不自由さから、小規模なお店を選んで調理師として働いてきましたが、徐々に他の従業員の顔や注文票が見えにくくなり、オーダーの声も聞きづらくなってきたため、退職せざるを得なくなりました。

また、人とコミュニケーションを取るのが苦手なAさんは、友達もできにくく、しばらくの間、家に閉じこもりがちな生活を送っていました。

こうした中、視力についての相談会で、相談員からライトハウスを紹介され、「両眼黄斑変性症」という病気であることが判明。一種二級の身体障害者手帳を取得することになりました。

さらに、聞こえづらさも感じていたAさんは、ライトハウスの眼科医から耳鼻科医を紹介され、今度は「進行性難聴」であることがわかりました。目と耳に障害があることを知ったAさんはショックを受けましたが、少しずつ障害を受入れ、府立盲学校で三療（「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」）の資格を取得し、将来の就職に活かすことを決意しました。

しかし、視力と聴力の障害から、文字の読み書きや講義の聞き取りが難しいAさんにとって、授業を受けるためにはさまざまな課題がありました。

京都府視覚障害者協会（以下、「京視協」）の相談員や鳥居寮の利用者などから、入力した文字が音声で流れるソフトが入ったパソコンや、先生の声がよく聞き取れるデジタル補聴器（以前から補聴器を使っていましたが、高音が聴き取りづらいAさんには、音の調節ができる「デジタル補聴器」が必要でした）を紹介され、学校の授業や今後の就職、また普段のコミュニケーションに活用するために購入したいと考えました。しかし、生活保護と障害年金が主な収入であるAさんには、自己資金のみでそれらを購入することが困難でした。

そのような中、Aさんは、京視協の相談員から生活福祉資金貸付制度に「障害者等福祉用具購入費」という資金があることを聞き、生活保護の担当ケースワーカーや民生委員、地元社協の相談員に話をもちかけ、「デジタル補聴器（四十一万五千円）」と「音声出力ソフト入りのパソコン（二十二万円）」の購入費用として生活福祉資金を借入することができました。今は、これらの機器を活用しながら、三療の資格取得を目指し、勉強中です。将来的には、資格を活かしては、きゅう、マッサージ業を開業したいと笑顔で話されていました。

〈信頼できる相談相手との出会い〉

今回のケースでは、Aさん自身が今後の将来を見据え、はっきりとした夢や目標を持っていたこと、また、病院の相談員や医師、京視協の相談員などの支援があったこ

とが本資金の活用につながったと思われる。また、この制度の目的である「資金の貸付と必要な援助指導を行なうことにより、世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする」という趣旨

にも十分沿った貸付だと思われる。さらに今回、Aさんが住んでいるアパートの大家さんが担当民生委員だったこともあり、民生委員による日常的な見守りが行なわれ、借入申請をスムーズに進めることができた。

しかし、今の生活に至るまでには、さまざまな課題もありました。まず、視力や聴力に障害があることがわかるまでは、どこに相談に行けばいいのかわからず、「ライトハウスなどの専門機関があることも知りませんでした」とAさんは語っていました。

※生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の促進を図ることを目的に、「世帯更生資金貸付制度」として昭和30年に創設されました。創設当時の民生委員活動は、要援護者の生活保護受給を防止する予防的援護と、自立援助を促進する自主的活動が積極的に取り組まれていた時代であり、全国各地で民生委員による「世帯更生運動」が展開されていました。こうした中で、民生委員が推進する世帯更生運動の有力な社会資源の一つとして「世帯更生資金貸付制度」が誕生したのです。その後、平成2年に「生活福祉資金貸付制度」と改称されたこの資金は、現在、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯を対象に、さまざまな生活課題の解決や世帯の安定に向けた手段の一つとして重要な役割を果たしています。

また、「日常生活上で困り事があった場合にも、信頼できる機関がなければ、相談に行くことも難しかった」ともいっていました。社協の存在は、生活福祉資金を借入するまで知らなかったようです。

現在、Aさんにとっては、京視協の相談員が最も信頼できる相談相手として、困った時にはいろいろな話ができる関係にあるといえます。障害のある方の中には、信頼して相談できる専門機関が見つからず、あきらめたり、家に閉じこもっている人も多いとAさんは話します。そうした方たちになっても役立つ情報を提供し、親身になって相談にのってもらえる専門機関がたくさんあれば…と話されていました。

今回、Aさんから直接、話を伺う中で、社協が行なう生活福祉資金貸付制度の課題や社協における今後の活動のあり方を改めて考えさせられました。

〈社協、民生委員の役割と

生活福祉資金貸付制度〉

社会福祉法の改正により、社協は地域福祉推進の中核的役割を担う組織として位置づけられ、地域で安心して暮らせるまちづくりを住民とともに進めていくことが求められています。しかし、社協が全ての地域住民に十分浸透しているとは言いがたい状況の中で、Aさんのようにこの制度を通して初めて社協を知る人も少なくありません。このような状況の中で、地域住民が生活上の困ったことを気軽に相談できる「総合相談事業」を実施することは、地域におけ

る社協の存在意義を高め、社協と住民の関係づくりに大きな役割を果たすこととなります。また、相談事業を通じて地域に埋もれている福祉課題を発見する機会にもつながります。

一方、民生委員には住民の立場に立った相談や援助活動が求められています。日常的な見守りを通して、借受世帯の抱える生活課題を把握し、必要な情報を提供したり、関係機関につないでいく視点が大切です。生活課題を抱えている人ほど、地域の中で孤立しやすく、必要な情報を入手しにくい傾向にあります。身近にいる民生委員の存在は、生活課題の解決や生活基盤の安定を必要とする世帯にとって大きな力になるのです。

そして、その課題解決や生活基盤を安定させるための手段の一つが生活福祉資金の貸付であり、しっかりと信頼関係が築かれた上での貸付は、貸付後の世帯状況の把握や、生活支援にも活かされ、生活課題の解決や生活基盤の安定へ繋がっていくのだと思えます。

〈個別支援の強化から地域福祉の向上へ〉

生活福祉資金の借受世帯の中には、疾病や障害、不安定な就業状況、家族関係の悪化等、さまざまな生活課題を抱えているケースが多く見受けられます。生活福祉資金は単に資金を貸付するだけではなく、借受世帯の安定や自立に向け、生活課題の解決へ向けた具体的な支援が必要とされています。生活福祉資金の貸付は、さまざまな課題

を解決する手段の一つですが、貸付だけでは借受世帯の抱える課題が全て解決するわけではありません。

社協内部では生活福祉資金の担当者だけではなく、在宅福祉サービス部門やボランティア活動部門など、さまざまな事業を担当する職員同士が連携を図りながら、問題解決にあたる必要があります。また、課題の内容によっては、行政施策やサービスの情報を提供していくなど、関係する専門機関との連携が不可欠となってきます。

こうした取り組みは借受世帯に対する支援を社協全体で進めることになり、社協の組織力の向上や、個別支援の強化につながります。さらには、社協と関係機関とのネットワーク化により、地域福祉の向上にもつながっていくのです。

〈誰もが使いやすい貸付制度へ〉

生活福祉資金は低所得世帯に限らず、高齢者世帯や障害者世帯を対象にしています。今回ご紹介したAさんは、視覚と聴覚に障害があるため、パンフレットの内容が見づらかったものの、相談員の丁寧な説明で内容が理解できたと話します。

今後、この資金に関する案内パンフレットとして、点字版パンフレットの作成や文字の拡大、ふりがなをつけるなど、わかりやすいパンフレットを作成することも必要です。また、相談者に対して必要な情報を提供できるよう、担当職員研修の開催など、資質向上に向けた取り組みが求められています。さらに、福祉課題やニーズが多様化す

る中で、さまざまな福祉制度の狭間にあるために必要なサービスが受けられないケースや、生活福祉資金の貸付条件にあてはまらず、貸付に至らないケースもあります。今後は、生活福祉資金が果たす役割や意義を再確認し、多様なニーズに対応できる資金種類のあり方や制度運営について、検討を進めていく必要があります。

〈実施体制の強化を〉

現在、京都府内では年間六百件を超える貸付を行っていますが、事業実施に必要な事務費や事業費や体制は決して十分とは言えない状況にあります。また、借入相談の最初の窓口となる市区町村社協では、兼務体制の中で本資金の相談業務にあたっており、限られた人員体制の中では、資金貸付後の状況把握や生活支援が十分できないのが実状です。

生活福祉資金の貸付を通して借受世帯の生活課題を把握し、関係機関と連携しながら問題解決を図ることは、社協に求められる大きな役割です。必要とする人が必要な時に資金を借入でき、より使いやすい制度とするために、また、資金の活用によって世帯の自立・安定を目指すためには、今後も社会の動向に応じた制度改正が必要であり、「生活支援」を伴った資金という制度の趣旨からみても、必要な人員配置や事務費の増額などの公的支援を求めていくことが重要です。

きばっています!



平成17年10月11日 京丹波町社会福祉協議会が誕生!



丹波町社協
吉田基会長

瑞穂町社協
後藤敏和会長

和知町社協
高柳秀文会長

平成十七年十月十一日、社会福祉法人の設立登記が完了し、京丹波町社会福祉協議会が誕生しました。

同日、京丹波町社協設立理事会、第一回評議員会、第一回理事監事会において、評議員、役員承認、正副会長の互選、事業計画・予算等の承認がされ、京丹波町社会福祉協議会（会長 後藤敏和）としての第一歩を踏み出しました。

京丹波町社会福祉協議会は、三つの社協（旧瑞穂町・丹波町・和知町）が合併したことで、より多くの会員の理解と支援による社協活動の展望が開けたといえます。反面、広域になったことによる地域性の多様化や福祉課題、ニーズも同時に拡大することにもなります。

これまで各々の町社協で培ってきた取組みを十分に発揮しながら、三支所が各地域の福祉拠点として、合併前以上に、小地域での福祉活動に重点を置いて、ふれあい・いきいきサロン活動支援事業等の幅広い住民参加による福祉、ボランティア活動を進めます。

また介護保険事業をはじめ、介護予防・生活支援事業、障害者支援費事業や共同作業所運営、地域福祉権利擁護事業などの各事業を実施し、その機能を十分に果たすことで問題解決力を高め、「福祉でまちづくり」の実現を目指します。

（文・京丹波町社協事務局）

共同募金配分金事業 平成17年度NPO・ボランティア活動助成プログラム



京都府共同募金会より配分を受けた「赤い羽根共同募金」を財源として、昨年度に続いて公募方式の助成事業を行いました。府内25団体から申請が寄せられ、審査会での決定を経てこのたび7団体へ贈呈が行われました。この助成を新たなステップとして、それぞれの地域でさらに大きな役割を担っていただきたいと願っています。

写真は10月24日（日）の贈呈式。府共同募金会および府社協の両常務理事とともに、贈呈を受けた団体代表者の喜びの顔です。

平成17年度 NPO・ボランティア活動助成プログラム助成決定一覧

	団体名	市町村名	助成内容	決定額(万円)
①	特定非営利活動法人 福知山BGM福祉サービス	福知山市	障害児デイサービス運営のための機材購入	25
②	ボランティアサークル「そらまめ」	綾部市	宅老所「こぶしの家」改修	40
③	あまのはしだて座	宮津市	OHCおよび液晶プロジェクター購入	33
④	特定非営利活動法人 アウンジャ	城陽市	相談員研修およびDV被害者支援活動経費	40
⑤	特定非営利活動法人 ほっとスペースゆう	長岡京市	子どもの眠りに関する調査・相談・啓発事業	40
⑥	和同くらぶ	加茂町	拠点施設の整備	30
⑦	特定非営利活動法人 京都子どもセンター	京都市	子ども電話相談の府内啓発とスタッフ育成事業	38.9
決定 7 団体				246.9